

2教健第116号
令和2年4月28日

各県立学校長 様

教 育 長

学校の一斉臨時休業の延長について（通知）

緊急事態宣言及びそれに基づく知事からの要請により、令和2年4月17日付け2教健第79号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について」において、県立学校については、4月21日（火）から5月6日（水・祝）までの間、一斉臨時休業としたところで

す。
今後の教育活動の再開には学校における諸準備や保護者・児童生徒への連絡等に一定の期間が必要となることから、5月7日（木）以降は当面休業を延長することとします。

なお、再開の時期については、知事からの学校の休業要請解除後1週間以内を目安として決定し、お知らせすることとします。

(問い合わせ先 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)
(高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779)